

耐震診断・耐震補強をして地震に強い住宅にしましょう

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9216

平成23年3月に発生した「東日本大震災」「長野県北部地震」は、私たちの記憶に新しく、今後想定される地震災害は、富士見町防災計画に示されたとおり、「糸魚川—静岡構造線上で発生した場合、マグニチュード8.0」とされ、建築物被害のほか人的被害も甚大であると予想されています。

富士見町耐震改修促進計画は、町内の既存建築物の耐震性能を確保するため、耐震診断と耐震改修（補強工事等）を促進することにより、耐震性能の向上と今後予想される地震災害に対し、町民の皆様の生命・財産を守ることを目的とし実施しています。

耐震改修事業の対象となる住宅 (昭和56年5月31日以前に着工のもの)

※昭和56年(1981)に制定された「新耐震基準」以前に建てられた住宅の多くは、構造や工法の違いにかかわらず、耐震性が不十分といわれています。

耐震診断(無料)

※診断士が設計図や目視等によって壁の強さ、バランス、接合部の状況、劣化状況等を調査・検査し耐震性について確認するものです。



耐震補強工事(補助あり) ※対象工事費の1/2:限度額60万円



平成7年(1995)1月17日の阪神・淡路大震災では、10万棟を超える家屋が全壊し、6,400人を超える尊い命が犠牲になりました。犠牲者の大部分は家屋の倒壊等による圧死でした。

住宅リフォームの補助金

問 建設課 都市計画管理係 ☎62-9217

町では、町民の方がリフォームを行う際に、費用の一部を補助しています。身近なリフォームにぜひご利用ください。

【補助対象者】①町内に住民登録され、居住しているまたは居住しようとする方。

(ただし、補助金実績報告時に住民登録されている場合)

②町税等を滞納していない方。

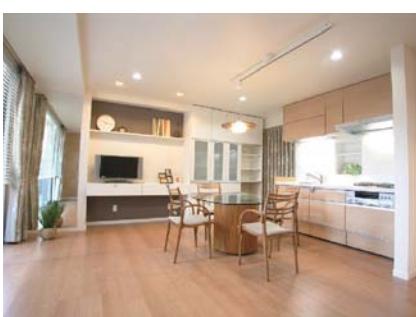
【補助金交付の条件】所定の基準に従い、火災報知器等を設置すること。

【対象住宅】対象者が町内に所有し、居住又は居住しようとする個人住宅部分。

【補助対象工事】平成28年3月31日までに完了する工事で、工事に要する費用が10万円以上、施工業者は町内業者に限ります。

【補助金額】補助対象工事費の10%で千円未満は切捨てで、上限は10万円です。

【申込み手続き】補助金を受けるには、リフォーム工事施工前に富士見町住宅リフォーム補助金交付申請書を提出してください。



「住宅耐震診断・補強工事補助」と「住宅リフォーム補助」については、
建設課 都市計画管理係 ☎62-9217へお尋ねください。